

覚 書

浦安市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、甲の所有する介護保険の要介護認定又は要支援認定に係る資料（以下「資料」という。）の提供に関し、次のとおり覚書を取り交わす。

（提供できる資料）

第1条 甲が乙に提供できる資料は、当該被保険者に係る認定調査票、主治医意見書及び審査判定結果とする。ただし、主治医意見書については、当該主治医意見書に係る医師の同意を必要とする。

（提供の依頼ができる者）

第2条 乙は、居宅介護支援、居宅サービス若しくは施設サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結することを予定している被保険者につき、当該被保険者の同意を得た場合に限り、甲に対し、当該被保険者に関する資料の提供の依頼をすることができる。

2 前項に規定する資料の提供の依頼は、乙に所属する介護支援専門員により行うことができる。

（提供の方法）

第3条 資料の提供の方法は、当該資料が記録されている文書の閲覧又は写しの交付の方法によるものとし、写しの交付による場合には、乙は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（遵守事項）

第4条 乙は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- （1） 資料を正当な目的以外に使用しないこと。
- （2） 資料を本人の同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、利用させ又は提供しないこと。
- （3） 乙の従業員又は従業者であった者が、前2号の事項を遵守するよう必要な措置を講ずること。
- （4） 資料の漏洩、滅失、改ざん及び毀損の防止その他適切な管理のため、必要な措置を講ずること。
- （5） 資料を保有する必要がなくなったときは、速やかに当該資料を破棄すること。

(補則)

第5条 この覚書に定めのない事項は、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第6条 覚書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、甲乙いずれかから、有効期間満了日までに、契約の取り消し又は異議申し立てが無い場合は、引き続き1年間有効とする。以後も同様の取扱いとする。

この覚書の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 浦安市猫実1丁目1番1号
浦安市
浦安市長 内田 悦嗣

乙